

令和4年（措）第6号

排除措置命令書

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

株式会社ニチイ学館

同代表者 代表取締役 《 氏名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社ニチイ学館（以下「ニチイ学館」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の医事業務（以下「特定医事業務」という。）について、ニチイ学館及び株式会社ソラスト（以下「ソラスト」という。）の2社（以下「2社」という。）が、遅くとも平成27年3月9日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、他の事業者と共同して、特定医事業務について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- 2 ニチイ学館は、前項に基づいて採った措置を、ソラスト及び別紙1「病院名」欄記載の病院（自衛隊岐阜病院を除く。）の開設者又は管理者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 ニチイ学館は、今後、他の事業者と共同して、特定医事

業務について、受注予定者を決定してはならない。

4 ニチイ学館は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア ニチイ学館は、肩書地に本店を置き、愛知県及び岐阜県の区域において、医事業務の受託事業等を営む者である。

イ 名宛人以外のソラストは、東京都港区港南一丁目7番18号に本店を置き、愛知県及び岐阜県の区域において、医事業務の受託事業等を営む者である。

(2) 特定医事業務の発注方法

別紙1「病院名」欄に記載の病院の開設者又は管理者は、特定医事業務について、入札等の方法により発注していた。

2 合意及び実施方法

2社は、遅くとも平成27年3月9日以降、特定医事業務について、既存の取引の維持及び受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 入札等において、2社が競合することが見込まれる状況となった場合に、受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 既存業者（病院の開設者又は管理者が入札等を実施する時点で、当該病院の特定医事業務を受注している者をいう。）を受注予定者とする

イ 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は、受注予定者が定める

ウ 受注予定者以外の者は、入札等に参加しない若しくは入札等を辞退する又は受注予定者が定めた入札価格等よりも高い入札価格等を提示することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

2社は、前記2により、特定医事業務の大部分を受注していた。

4 前記 2 の行為が行われていないこと

ソラストは、平成 31 年 1 月 11 日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和 2 年公正取引委員会規則第 3 号）による改正前の課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 7 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第 1 号による報告書を提出するとともに、自社の医事業務の営業担当者に対して前記 2(1) の合意に基づく行為を実施しないよう指示を行ったところ、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようする行為は行われていないと認められる。

第 2 法令の適用

前記事実によれば、2 社は、共同して、特定医事業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定医事業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、ニチイ学館については、独占禁止法第 7 条第 2 項第 1 号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、ニチイ学館に対し、独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和 4 年 10 月 17 日

公正取引委員会

委員長　古谷一之

委員　山本和史

委員　三村晶子

委員　青木玲子

委 員 吉 田 安 志

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

愛知県又は岐阜県に所在する下表記載の病院において、当該病院の開設者又は管理者が入札等の方法により発注する医事業務

番号	病院名
1	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（令和3年3月31日以前は名古屋市立西部医療センター）
2	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
3	独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院（平成28年3月31日以前は独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院）
4	独立行政法人国立病院機構東尾張病院
5	一宮市立市民病院
6	一宮市立木曽川市民病院
7	常滑市民病院
8	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（平成27年3月31日以前は独立行政法人国立長寿医療研究センター）
9	あいち小児保健医療総合センター
10	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会愛知県三河青い鳥医療療育センター（平成28年3月31日以前は愛知県心身障害児療育センター第二青い鳥学園）
11	愛知県立愛知病院（令和2年10月14日以前は岡崎市立愛知病院。平成31年3月31日以前は愛知県がんセンター愛知病院）
12	岡崎市民病院
13	碧南市民病院
14	豊橋市民病院
15	豊川市民病院
16	自衛隊岐阜病院（令和4年3月17日閉鎖）
17	大垣市民病院
18	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院
19	J A岐阜厚生連東濃中部医療センター土岐市立総合病院（令和2年3月31日以前は土岐市立総合病院）
20	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

別紙2

番号	用語	定義
1	入札等	一般競争入札（総合評価落札方式によるものを含む。）、指名競争入札、プロポーザル又は見積り合わせ
2	プロポーザル	公告により所定の条件を付して参加希望者を募り、又は参加者を指名し、参加者に見積書、業務提案に係る資料等を提出させた上で、業務提案等についての説明を受け、それらを所定の評価基準により評価し、参加者の中で評価点の最も高い者を契約候補者として選定した後、当該契約候補者との間で、業務内容、契約価格等に係る交渉を行うなどして契約の内容を確定し、随意契約により契約を締結する方法
3	医事業務	病院における患者の受付業務、療養の給付に関する費用の計算業務、会計業務、療養の給付に関する費用の保険者への請求業務（これらの業務以外の業務が併せて発注される場合、当該業務を含む。）